

第3号議案 定款、総代選挙細則および総代推薦細則中一部変更の件

1. 変更の趣旨

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)の施行による保険業法の改正に伴い、以下の変更を行うものであります。

周知性の向上およびコスト削減のため、公告の方法を日本経済新聞紙上での公告から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。

取締役会の機動的な運営の確保の観点から、書面または電磁的記録による決議を可能とするため、規定を新設するものであります。

社外監査役につきまして、有為な人材をより迎えられ易くするため、社外取締役と同様に、会社に対する賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を追加するものであります。

会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社に対する賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

その他、必要な規定の加除、修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

平成13年8月に募集した基金500億円を、平成17年10月3日付で早期償還したため、当該基金拠出者の権利に関する規定を削除するものであります。

上記変更に伴い、条数の繰り下げを行うなど、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款、総代選挙細則および総代推薦細則中、一部を次のとおり変更するものであります。

定 款 変 更 案

(下線は変更部分)

現行定款	変更案	変更の理由
<新設>	<p><u>第4条(機関)</u></p> <p><u>1. 当社は、社員総会に代わるべき機関として総代会を置く。</u></p> <p><u>2. 当社は、次の機関を置く。</u></p> <p><u>取締役</u></p> <p><u>取締役会</u></p> <p><u>監査役</u></p> <p><u>監査役会</u></p> <p><u>会計監査人</u></p>	<p>当社の機関を明確にするため規定を新設し、これに伴い旧第4条から旧第11条までを1条ずつ繰り下げます。</p>
<p>第4条(公告の方法)</p> <p>当社の公告は、これを日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第5条(公告の方法)</p> <p>当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすること</u></p>	<p>公告の方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるため、規定を変更します。</p>

現行定款	変更案	変更の理由
<p>第5条 <条文省略></p> <p>第6条（基金の拠出者の権利） <u>1. 当社は、平成13年8月の基金の拠出者に対し、基金拠出契約締結後5年経過後の契約応当日を期日として基金の償却を行う。ただし、当社は、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行うことがある。</u> <u>2. <条文省略></u> <u>3. <条文省略></u> <u>4. <条文省略></u> <u>5. <条文省略></u></p> <p>第7条（基金の償却の方法） 1. <条文省略> 2. <条文省略> 3. 前各項に定める方法によるほか、総代会の決議により第39条の剰余金処分において、基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。</p> <p>第8条 1. <条文省略></p> <p>第11条</p> <p>第12条（総代会の設置） <u>当社に、社員総会に代わるべき機関として総代会を置く。</u></p> <p>第21条（定時総代会の開催） <u>定時総代会は毎決算期日の翌日より4カ月以内にこれを開く。</u></p> <p>第25条（審議委員会） 1. <条文省略> 2. <条文省略> 3. 審議委員の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時</p>	<p>ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行つ。</p> <p>第6条 <現行どおり></p> <p>第7条（基金の拠出者の権利） <u><削除></u></p> <p>1. <現行どおり> 2. <現行どおり> 3. <現行どおり> 4. <現行どおり></p> <p>第8条（基金の償却の方法） 1. <現行どおり> 2. <現行どおり> 3. 前各項に定める方法によるほか、総代会の決議により第40条の剰余金処分において、基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。</p> <p>第9条 1. <現行どおり></p> <p>第12条 <u><削除></u></p> <p>第21条（定時総代会の開催） <u>定時総代会は毎事業年度終了後4カ月以内にこれを開く。</u></p> <p>第25条（審議委員会） 1. <現行どおり> 2. <現行どおり> 3. 審議委員の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち</u></p>	<p>平成13年8月に募集した基金を平成17年10月に早期償還したため、旧第1項を削除するとともに、旧第2項から旧第5項までを1項ずつ繰り上げます。</p> <p>条数の繰り下げに伴い、旧第39条が第40条となるため、当該条文を引用する箇所を変更します。</p> <p>第4条第1項の新設に伴い、規定を削除します。</p> <p>保険業法第49条で準用する会社法第296条第1項の表現に合わせて、規定を変更します。</p> <p>第28条第1項と平仄を合わせて、規定を変更します。</p>

現行定款	変更案	変更の理由
<p>総代会終結の時までとする。ただし、その再任を妨げない。</p> <p>4 . < 条文省略 > 5 . < 条文省略 ></p> <p>第 6 章 役 員</p> <p>第 26 条 (取締役および監査役の員数) 当会社に次の役員を置く。 取締役 15 名以内 監査役 5 名以内</p> <p>第 28 条 (取締役および監査役の任期)</p> <p>1 . 取締役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時総代会終結の時までとし、監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時総代会終結の時までとする。ただし、共に再任を妨げない。</p> <p>2 . 補欠または増員によって就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残期間とする。</p> <p>3 . < 条文省略 ></p> <p>第 29 条 (役付取締役) 取締役会の決議で、会長 1 名、社長 1 名、副社長若干名、専務取締役若干名および常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>第 30 条 (代表取締役) 代表取締役は取締役会の決議でこれを定</p>	<p><u>最終のもの</u>に関する定時総代会の終結の時までとする。ただし、その再任を妨げない。</p> <p>4 . < 現行どおり > 5 . < 現行どおり ></p> <p>第 6 章 役 員 等</p> <p>第 26 条 (取締役および監査役の員数) 当社の取締役は 15 名以内とし、監査役は 5 名以内とする。</p> <p>第 28 条 (取締役および監査役の任期)</p> <p>1 . 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。ただし、共に再任を妨げない。</p> <p>< 削除 ></p> <p>2 . < 現行どおり ></p> <p>第 29 条 (役付取締役) 取締役会の決議で、会長 1 名、社長 1 名、副社長若干名、専務取締役若干名および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>第 30 条 (代表取締役) 代表取締役は取締役会の決議でこれを選</p>	<p>第 37 条 (会計監査人の責任免除)の新設に伴い、タイトルを変更します。</p> <p>第 4 条第 2 項の新設に伴い、規定を変更します。</p> <p>保険業法第 53 条の 3 第 1 項の表現に合わせて、規定を変更します。</p> <p>保険業法第 53 条の 6 第 1 項の表現に合わせて、規定を変更します。</p> <p>第 28 条第 1 項において、取締役の任期を 1 年と定めており、補欠等によって就任した取締役の任期調整を規定した旧第 2 項の実質的な意義は失われているため、規定を削除します。</p> <p>旧第 2 項の削除に伴い、旧第 3 項を 1 項繰り上げます。</p> <p>第 30 条と平仄を合わせて、規定を変更します。</p> <p>保険業法第 53 条の 14 第 2 項第 3 号の表現に合わせて、規定を</p>

現行定款	変更案	変更の理由
<p data-bbox="304 248 443 280">める。</p> <p data-bbox="189 315 580 376">第 31 条（常勤の監査役および常任監査役）</p> <p data-bbox="253 383 580 568">1. 監査役の互選により、常勤の監査役 1 名以上を定める。 2. 監査役の互選により、常任監査役 1 名を定めることができる。</p> <p data-bbox="194 633 304 665"><新設></p> <p data-bbox="189 952 483 983">第 33 条 <条文省略></p> <p data-bbox="189 1016 580 1202">第 34 条（取締役および監査役の報酬） 取締役および監査役の報酬は、それぞれ総代会においてこれを定める。</p> <p data-bbox="189 1335 564 1366">第 35 条（取締役の責任免除）</p> <p data-bbox="245 1400 580 1653">1. 当社は、取締役会の決議をもって、<u>商法第 266 条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="245 1720 580 2000">2. 当社は、社外取締役との間に、<u>商法第 266 条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、300 万円以上であ</u></p>	<p data-bbox="715 248 825 280">定する。</p> <p data-bbox="603 315 994 376">第 31 条（常勤の監査役および常任監査役）</p> <p data-bbox="667 383 994 600">1. 監査役会は、その決議により常勤の監査役 1 名以上を選定する。 2. 監査役会は、その決議により常任監査役 1 名を選定することができる。</p> <p data-bbox="603 633 994 920">第 33 条（取締役会の決議の省略） <u>当社は、保険業法第 53 条の 16 において準用する会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p data-bbox="603 952 922 983">第 34 条 <現行どおり></p> <p data-bbox="603 1016 994 1303">第 35 条（取締役および監査役の報酬等） <u>取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ総代会の決議によって定める。</u></p> <p data-bbox="603 1335 994 1395">第 36 条（取締役および監査役の責任免除）</p> <p data-bbox="667 1400 994 1720">1. 当社は、取締役会の決議をもって、<u>保険業法第 53 条の 33 第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="667 1720 994 2000">2. 当社は、社外取締役および社外監査役との間に、<u>保険業法第 53 条の 33 第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、300 万円以上</u></p>	<p data-bbox="1013 248 1171 280">変更します。</p> <p data-bbox="1013 383 1404 539">保険業法第 53 条の 19 第 3 項の表現に合わせて、規定を変更します。 第 31 条第 1 項と平仄を合わせて、規定を変更します。</p> <p data-bbox="1013 633 1404 790">取締役会の機動的な運営の確保の観点から規定を新設し、これに伴い旧第 33 条から旧第 35 条までを 1 条ずつ繰り下げます。</p> <p data-bbox="1013 1016 1404 1173">保険業法第 53 条の 15 で準用する会社法第 361 条第 1 項、保険業法第 53 条の 20 で準用する会社法第 387 条第 1 項の表現に合わせて、規定を変更します。</p> <p data-bbox="1013 1335 1404 1462">旧第 35 条および旧第 36 条を、第 36 条として統合するとともに、根拠法令が改正されたため、規定を変更します。</p> <p data-bbox="1013 1720 1404 1848">社外監査役との責任限定契約を導入するとともに、根拠法令が改正されたため、規定を変更します。</p>

現行定款	変更案	変更の理由
<p>らかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p><u>第 36 条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><新設></p> <p>第 37 条 　　<条文省略></p> <p>第 38 条</p> <p>第 39 条（<u>剰余金の処分</u>） 　　1 . 決算において生じた剰余金は、基金利息を控除した後、損失てん補準備金、基金償却積立金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金、<u>役員賞与金、別途準備金、その他に処分することができる。</u></p> <p>　　2 . 前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に積み立てる金額の合計額は、保険業法施行規則第 27 条で定める金額の 100 分の 20 以上とする。</p> <p>第 40 条 　　<条文省略></p> <p>第 42 条</p>	<p>であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p><削除></p> <p><u>第 37 条（<u>会計監査人の責任免除</u>）</u> <u>当社は、会計監査人との間に、保険業法第 53 条の 33 第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 38 条 　　<現行どおり></p> <p>第 39 条</p> <p>第 40 条（<u>剰余金の処分</u>） 　　1 . 決算において生じた剰余金は、基金利息を控除した後、損失てん補準備金、基金償却積立金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金、<u><削除>別途準備金、その他に処分することができる。</u></p> <p>　　2 . 前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に積み立てる金額の合計額は、保険業法施行規則第 30 条の 4 で定める金額の 100 分の 20 以上とする。</p> <p>第 41 条 　　<現行どおり></p> <p>第 43 条</p>	<p>旧第 35 条と旧第 36 条を第 36 条として統合するため、規定を削除します。</p> <p>会計監査人との責任限定契約を導入するため規定を新設し、これに伴い旧第 37 条から旧第 42 条までを 1 条ずつ繰り下げます。</p> <p>会社法の施行を背景として、役員賞与金は、剰余金の処分ではなく、費用として処理されることとなるため、該当箇所を削除します。</p> <p>根拠法令が改正されたため、規定を変更します。</p>

総代選挙細則変更案

(下線は変更部分)

現行細則	変更案	変更の理由
第6条 選挙委員長は、選挙日より少くとも2週間前に日本経済新聞に選挙の日時、場所、選挙の員数その他について公告する。	第6条 選挙委員長は、選挙日より少くとも2週間前に <削除> 選挙の日時、場所、選挙の員数その他について公告する。	公告の方法を日本経済新聞紙上での公告から電子公告に変更することに伴い、該当箇所を削除します。

総代推薦細則変更案

(下線は変更部分)

現行細則	変更案	変更の理由
第7条 選考委員会は、委員長名で日本経済新聞紙上に総代候補者の推薦に関する公告を行う。	第7条 選考委員会は、委員長名で <削除> 総代候補者の推薦に関する公告を行う。	公告の方法を日本経済新聞紙上での公告から電子公告に変更することに伴い、該当箇所を削除します。